

旧簡易ガスみなしガス小売事業者に係る部門別収支計算書における当期純損失額金等の公表について（規則第 8 条関係）

旧簡易ガスみなしガス小売事業者から届出のありました令和 4 年度部門別収支計算書において、当期の一般需要部門に純損失が生じたため、みなしガス小売事業者部門別収支計算規則第 8 条の規定に基づき、下記のとおり、事業者名及び当期純損失金額を公表します。

事業者名	供給地点群名	一般需要部門 の純損失額（円）
株式会社エネクル (法人番号：9030001147300)	白鷺団地	340,557
	西ノ台団地	266,884
	長谷団地	269,931
	宇都宮グリーンタウン	1,530,453
京葉ガスリキッド株式会社 (法人番号：3040001017202)	立沢ニュータウン	5,283,282
株式会社ミツウロコヴェッセル (法人番号：9070001014348)	南桜井団地	39,875
	見晴らしの丘	23,585
	サンワ丘里ニュータウン	25,033
山二ガス株式会社 (法人番号：1030001025232)	牛沼団地	60,281

（参考）

みなしガス小売事業者部門別収支計算規則（平成 29 年 3 月 28 日経済産業省令第 21 号）

＜抜粋＞

（旧簡易ガスみなしガス小売事業者に係る部門別収支の整理）

第六条 旧簡易ガスみなしガス小売事業者（第七条に規定する提出期限においてその供給地点群において指定旧供給地点小売供給及び指定旧供給地点小売供給以外の小売供給のいずれも行う者に限る。）は、当該旧簡易ガスみなしガス小売事業者が指定旧供給地点小売供給及び指定旧供給地点小売供給以外の小売供給のいずれも行う供給地点群ごとに、当該供給地点群に係る収益及び費用について、別表第二に掲げる方法に基づき、様式第三に整理しなければならない。

（旧簡易ガスみなしガス小売事業者に係る部門別収支計算書の提出）

第七条 前条の旧簡易ガスみなしガス小売事業者は、供給地点群ごとに様式第三を、毎事業年度経過後四月以内にその供給地点群を管轄する経済産業局長に提出しなければならない。

（一般需要部門の当期純損失金額の公表）

第八条 前条の経済産業局長は、前条の規定により提出された様式第三において、一般需要部門に当期純損失が生じたときは、当該旧簡易ガスみなしガス小売事業者名及び一般需要部門の当該純損失金額を公表しなければならない。